## 「携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3点買入」に係る見積合せ参加者の公募

令和6年6月3日 海上保安庁総務部 情報通信課長 荒川 直秀

次のとおり、見積合せ参加者を公募する。

#### 1 公募の概要

本案件は、海上保安庁所属巡視船に搭載して使用する秘匿通信装置の調達契約に 係る見積合せに参加を希望する者を公募するもの。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、下記6により配布する公募要領に従って見積合せ参加申請書等を提出すること。

- 2 案件の概要等
- (1) 案件の概要

携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3点買入

- (2) 契約予定日 令和6年8月9日
- (3)納入期限 令和7年3月28日、令和8年5月28日、令和9年5月26日
- 3 参加要件
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4、5、6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の 販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有 する者であること。
- (3) 海上保安庁から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4)警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交 通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 別途実施する技術審査に合格のうえ、現用の秘匿通信装置と互換性を有する装置製品 が納入できること。
- (6) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- 4 応募方法

下記6により配布する公募要領のとおり。

- 5 公募要領の配布期間
  - 令和6年6月3日~令和6年6月14日
- 6 公募要領の配布場所及び問い合わせ先

〒100-8976東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁 総務部 情報通信課 システム整備室 第三施設係

電話:03-3591-6361 (内線3131)

7 その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

# 公 募 要 領

件名:携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3点買入 (公募期間:令和6年6月3日~令和6年6月14日)

- 〇 公募説明書
- 〇 見積合せ参加申請書(様式1~2)
- 海上保安庁秘匿通信装置技術審査申請書(別紙1~3)
- 〇 情報保全に係る履行体制に関する資料
- 〇 情報保全に係る履行体制に関する誓約書

## 公募説明書

#### 1 公募の概要

本案件は、「携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3点買入」の調達契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募します。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、この公募 説明書に従って見積合せ参加申請書等を提出して下さい。

## 2 業務内容

- (1) 海上保安庁所属巡視船艇等に搭載して使用する秘匿通信装置の調達
- (2) 契約予定時期 令和6年8月9日

#### 3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4、5、6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 海上保安庁から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公 共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 別途実施する技術審査に合格のうえ、現用の秘匿通信装置と互換性を有する装置製品が納入できること。
- (6) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

### 4 申請方法

(1)提出書類

次の書類(1部)を提出期限までに提出して下さい。 なお、提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。

- ① 見積合せ参加申請書(様式1)
- ② 自認書(様式2)
- ③ 海上保安庁秘匿通信装置技術審査申請書(別紙1~3)
- ④ 情報保全に関する資料
- ⑤ 情報保全に関する誓約書
- ※ 提出された書類は返却しません。
- (2)提出期限

令和6年6月14日 17時00分まで(必着)

(3)提出先・お問合せ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁 総務部 情報通信課 システム整備室 第三施設係

電話:03-3591-6361(内線 3131)

- ※ 提出方法については、直接お持ちいただくか、郵送又は宅配便等により提出して下さい。 電子メール又はFAXでの提出は受け付けません。
- ※ お問合せについては、日本語による電話にて受け付けます。 なお、申請結果等に関するお問合せには応じられません。

5 技術審査、情報保全体制に係る審査等の結果通知

技術審査等の結果は、令和6年6月25日までに海上保安庁総務部情報通信課長から文書等により通知します。

#### 6 仕様確認について

(1) 仕様書の交付

技術審査の結果が合格となった場合は、「携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3点買入仕様書」を交付します。交付を受けたものは下記のとおり仕様確認申請書類を提出してください。

(2) 仕様確認申請提出期限

令和6年7月3日 17時00分まで(必着)

(3)提出場所

前記4(3)に同じ。

※ 提出方法については、直接お持ちいただくか、郵送又は宅配便等により提出して下さい。 電子メール又はFAXでの提出は受け付けません。

### 7 参加資格の有無の結果通知

仕様確認を申請した者には、令和6年8月1日までに支出負担行為担当官(海上保安庁総務部長)から見積合わせ参加資格の有無を文書等により通知します。

#### 8 契約の相手方の決定方法等

参加資格が有となった参加者の中から、別途実施する見積合せにおいて契約の相手方を決定します。

なお、提出書類の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した 場合、契約解除とする場合があります。

## 見積合せ参加申請書

海上保安庁総務部 情報通信課長 殿

> 法人住所 法人名 代表者氏名

印

「携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3点買入」の調達の請負を希望しますので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

なお、提出書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

## 提出書類

- 1. 本紙(様式1)
- 2. 自認書(様式2)
- 3. 海上保安庁秘匿通信装置技術審査申請書(別紙1~3)

## 自認書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所 : 法人名 :

| I | 資格 | 及  | 71 | 冬             | 仕  | 竺 | ١ |
|---|----|----|----|---------------|----|---|---|
|   |    | /X | () | $\rightarrow$ | 1— | ₹ |   |

- □ (1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- □ (2)令和4、5、6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(資格の写を添付)
- □ (3)海上保安庁から指名停止を受けている期間中でないこと。
- □ (4)警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として 国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でない こと。
- □ (5)秘密の保全に関する規約には以下に掲げるすべての記載があること。
  - ・秘密とする事項の指定状況
  - ・秘密保全管理責任者の選任状況
  - ・仕様書の保管方法
  - ・仕様書を複製する際の措置
  - ・ 仕様書及び複製の返納又は廃棄処分
  - 事故発生時の報告要領
- (注) 相違ないことを示すために、必ず、□にチェック(✓)を入れること。

令和 年 月 日

海上保安庁総務部 情報通信課長 殿

代表者 氏名

印

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

住所 氏名

## 海上保安庁秘匿通信装置技術審查申請書

- 1 調達案件名(公示等に明記された調達案件名)
- 2 提出資料 (該当する項目に○印を付し、資料を添付すること)

(1) 技術ポテンシャル【 提出 ・ 省略 】

(2) 保守サービス体制 【 提出 ・ 省略 】

(3) 品質管理体制 【 提出 · 省略 】

(4) 秘匿保全体制 【 提出 · 省略 】

3 担当者の氏名及び電話番号

# 海上保安庁秘匿通信装置技術審查項目

| 褔 | 畜 查  | 項                   | 目  | 箸                         | ř    | 查    |     | 内   | į   | 容 |     | 技   | ₽                | 出          | 資                |            | 料              |          |
|---|------|---------------------|----|---------------------------|------|------|-----|-----|-----|---|-----|---|------------------|------------|------------------|------------|----------------|----------|
| 1 | 技術オル | ペテン                 | シャ | 秘匿通信能な秘匿:                 |      |      |     |     |     |   | 審査す | 国<br>入<br>い<br>い<br>ま<br>型<br>の<br>の<br>は<br>式<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の           | た実統<br>秘匿i<br>、音 | 通信装<br>宣符号 | かる<br>置の<br>化方:  | 資料         | 又は<br>数帯<br>暗号 | 提供<br>、電 |
| 2 | 保守サ制 | トービ                 | ス体 | 提供可能要員を有った。<br>要員を有った対する値 | する社内 | 羽組織の | 配置到 | 見状を | もとり |   |     |   | 置現場              | 犬及び        |                  |            |                |          |
| 3 | 品質管  | <b>デ理</b> 体         | 制  | 提供可能<br>及びそのを<br>る。       |      |      |     |     |     |   |     | 品<br>体<br>が<br>ジ<br>同<br>え<br>る<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ | を示す<br>トシステム     | ステム<br>の認証 | (ISO<br>を有<br>の写 | 9001<br>する | 品質<br>場合       | マネは、     |
| 4 | 秘密係  | <del>一</del><br>民全体 | 制  | 提供可能 面等にかっ 等を審査す          | かる秘密 |      |     |     |     |   |     |   |                  | 本制、        | 要領、              | 設          | 備、             | 教育       |

- 注1) 提出資料のうち、別途担当者の承認がある場合は、その一部を省略できる。
- 注2) 提出資料の欄に記載された資料のほか、別途担当者の指示がある場合は、当該資料を提出 すること。

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

住所 氏名

# 秘密に関する誓約書

公募説明書の規定に基づき受領する「携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3 点買入」の調達仕様書及び関連情報(以下「仕様書等」という。)の取扱について、 第三者に漏洩し、紛失し、複製することのないよう、取扱者の制限や金庫に保管す る等厳重に管理します。

また、返却の指示があった場合は速やかに担当係まで持参致します。

## 情報保全に係る履行体制に関する誓約書

貴庁からご案内いただきました「携帯型デジタル送受信機(防水型)180式ほか3点買入」にかかる保護すべき情報の取扱いにつきましては下記事項を遵守し、情報保全に万全を期すことを誓約します。

記

- 1. 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
- 2. 海上保安庁総務部情報通信課長(以下、担当原課長)が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
- 3. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。 また、必要資料の提出指示があれば、その支持に従います。
- 4. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当原課長の指示に従います。

なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。

5. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。 なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

#### 海上保安庁総務部情報通信課長 殿

令和 年 月 日

会 社 名

職名

代表者氏名

印

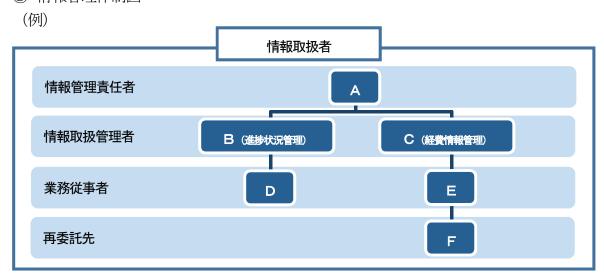
### 情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

|           |   | 氏名 | 住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 |
|-----------|---|----|----|------|------|----|
| 情報管理責任者   | A |    |    |      |      |    |
| (※1)      |   |    |    |      |      |    |
| 情報取扱管理者   | В |    |    |      |      |    |
| (※2)      | С |    |    |      |      |    |
| 業務従事者     | D |    |    |      |      |    |
| (※3)      | Е |    |    |      |      |    |
| 再委託先 (※4) | F |    |    |      |      |    |

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
- (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
- ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

## ② 情報管理体制図



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先も含む)。

## ③ その他

- ・情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内 規の添付で代用可能。
- ・情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。